

教育民生委員会記録

開 会 年 月 日	令和 7 年 3 月 17 日		
開 会 時 刻	午前 9 時 56 分		
閉 会 時 刻	午前 10 時 27 分		
出席委員名	◎野崎隆太 ○楠木宏彦 宮崎 誠 中村 功		
	北村 勝 吉井詩子 吉岡勝裕 藤原清史		
	浜口和久 議長		
欠席委員名	なし		
署 名 者	宮崎 誠 中村 功		
担 当 書 記	野村格也		
審 査 案 件	議案第 10 号	令和 6 年度伊勢市一般会計補正予算（第10号） （教育民生委員会関係分）	
	議案第 11 号	令和 6 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）	
	議案第 12 号	令和 6 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 3 号）	
	議案第 13 号	令和 6 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	
	議案第 16 号	令和 6 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 2 号）	
	議案第 19 号	伊勢市行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利 用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正 について	
	議案第 21 号	伊勢市附属機関条例の一部改正について	
	議案第 22 号	伊勢市子ども・子育て会議条例の一部改正について	
	議案第 23 号	伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部改正 について	
	議案第 26 号	伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について	
	議案第 31 号	伊勢市立公民館条例等の一部改正について	
	議案第 32 号	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正に ついて	
	議案第 33 号	伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準に関する条例の一部改正につい て	
	議案第 34 号	伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する 条例の一部改正について	

	議案第 35 号	伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第 36 号	伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
	議案第 37 号	伊勢市国民健康保険条例の一部改正について
	議案第 38 号	伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第 42 号	伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について
	行政視察について	
説 明 員	継続調査案件	学校教育に関する事項 ・小中学校適正規模化・適正配置について
	健康福祉部長、健康福祉部理事、健康福祉部次長、	
	健康福祉部参事、医療保険課長、医療保険課副参事	
	教育長、事務部長、学校教育部長、教育委員会事務局参事、	
	学校教育課長、学校教育課副参事、教育研究所長、 教育研究所副参事、その他関係参与	

伊 勢 市 議 会

審査経過

野崎委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に宮崎委員、中村委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、去る3月3日の本会議において審査付託を受けた「議案第10号 令和6年度伊勢市一般会計補正予算（第10号）中、教育民生委員会関係分」外18件を審査し、いずれも全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定した。

次に、「行政視察について」を議題とし、視察先及び視察項目の詳細については、決まり次第、委員長から委員に対し連絡することで決定した。

次に、継続調査案件となっている「学校教育に関する事項」を議題とし、「小中学校適正規模化・適正配置について」、6月定例会までを目途に進捗状況を示すよう委員長から提案があり、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時56分

◎野崎隆太委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。会議録署名者2名は委員長において宮崎委員、中村委員の御両名を指名いたします。

本日、御審査いただきます案件は、去る３月３日の本会議におきまして、教育民生委員会に審査付託を受けました19件、それから「行政視察について」及び「学校教育に関する事項について」の合わせて21件であります。案件名については、審査案件一覧のとおりであります。

お諮りいたします。審査の方法につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

【議案第 10 号 令和 6 年度伊勢市一般会計補正予算（第 10 号）（教育民生委員会関係分）】

◎野崎隆太委員長

それでは、「議案第 10 号 令和 6 年度伊勢市一般会計補正予算（第 10 号）中、教育民生委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書 42 ページをお開きください。42 ページから 47 ページの款 3 民生費を款一括で御審査願います。

なお、民生費のうち当委員会の審査から除かれるのは 46 ページ、項 5 人権政策費です。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

発言もないようですので、款 3 民生費の当委員会関係分の審査を終わります。

次に 48 ページをお開きください。48 ページから 51 ページの款 4 衛生費を款一括で御審査願います。

なお、衛生費のうち当委員会の審査から除かれるのは、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費のうち、大事業 4 水道事業出資金です。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、款 4 衛生費の当委員会関係分の審査を終わります。

ここで説明員入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9 時 58 分

再開 午前 9 時 59 分

◎野崎隆太委員長

休憩を解き、会議を続けます。

次に 68 ページをお開きください。款 10 消防費、項 1 消防費、目 5 災害対策費のうち、大事業 1 防災対策事業、小事業 3 避難行動要支援者対策事業を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、款 10 消防費の当委員会関係分の審査を終わります。

次に 70 ページをお開きください。70 ページから 75 ページの款 11 教育費を款一括で御審査願います。

なお、教育費のうち当委員会の審査から除かれるのは、項 5 社会教育費、目 3 文化振興費です。

御発言はありませんか。

宮崎委員。

○宮崎誠委員

おはようございます。私から 1 点だけ確認をさせていただければと思います。項 1 教育総務費の中の目 4 教育研究所費、この中の大事業 2、次世代 I C T 教育総合推進事業ということで、小・中学校それぞれのコンピュータ経費になりますが、タブレット関係だと思うんですけども、この減額となった理由だけお聞かせ願えますでしょうか。

◎野崎隆太委員長

教育研究所副参事。

●村井教育研究所副参事

減額となりました理由については、委員仰せのとおり、タブレット端末の購入の経費が下がったものであります。当初、国・県からの情報で聞いていた金額よりも実際の調達時にはかなり安く入ったということでその分の減額となります。以上です。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

発言もないようですので、款 11 教育費の当委員会関係分の審査を終わります。

以上で議案第 10 号中、教育民生委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 10 号 令和 6 年度伊勢市一般会計補正予算（第 10 号）中、教育民生委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定をいたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 11 号 令和 6 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）】

◎野崎隆太委員長

次に、83 ページをお開きください。「議案第 11 号 令和 6 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」を御審査願います。

83 ページから 95 ページです。本件については一括で御審査を願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

発言もないようですので、以上で議案第 11 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 11 号 令和 6 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」については、原案どおり可決すべしと決定をいたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 12 号 令和 6 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）】

◎野崎隆太委員長

次に、97 ページをお開きください。「議案第 12 号 令和 6 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」を御審査願います。

97 ページから 108 ページです。本件についても一括で御審査を願います。

御発言はありませんか。

北村委員。

○北村勝委員

すみません。1 点だけ確認をさせていただきたいんですけど、歳入のところで少し教えてください。項 2 ですか、歳入のところなんですけども、大項目のほうで療養給付費負担金返還金、また、下の 2 番目では一般管理事務費負担金返還金というのがあって、当初見込みが金額では 231 万円となっておりますが、非常に金額的に大きいので、少しこの歳入について簡単に教えていただけたらと思います。

◎野崎隆太委員長
医療保険課副参事。

●中川医療保険課副参事

療養給付費負担金につきましては、令和5年度に広域連合へ負担した額を実績に基づいて精算した結果、超過となった分が返還される分でございます。一般管理事務費負担金の返還金につきましては、こちら、令和5年度に広域連合が実施する後期高齢者医療標準システムの更新に係る経費を負担しましたが、実績に基づいて精算した結果、超過となった額が返還されるものでございます。以上でございます。

◎野崎隆太委員長
北村委員。

○北村勝委員
分かりました。そしたら確認できました。ありがとうございました。

◎野崎隆太委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長
発言もないようですので、以上で議案第12号の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長
ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。「議案第12号 令和6年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」については、原案どおり可決すべしと決定をいたしまして御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長
御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第13号 令和6年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第4号）】

◎野崎隆太委員長
次に、109ページをお開きください。「議案第13号 令和6年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第4号）」を御審査願います。
109ページから124ページです。本件についても一括で御審査を願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、以上で議案第13号の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第13号 令和6年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第4号）」については、原案どおり可決すべしと決定をいたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。
説明員入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時5分

再開 午前10時7分

【議案第16号 令和6年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）】

◎野崎隆太委員長

休憩を解き、会議を続けます。

次に、149ページをお開きください。「議案第16号 令和6年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）」を御審査願います。

149ページから160ページです。本件についても一括で御審査を願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

発言もないようですので、以上で議案第16号の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第16号 令和6年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）」については、原案どおり可決すべしと決定をいたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第19号 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につい

て】

◎野崎隆太委員長

次に、条例等議案書の 1 ページをお開きください。1 ページから 5 ページの「議案第 19 号 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

発言もないようですので、以上で議案第 19 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 19 号 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定をいたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 21 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について】

◎野崎隆太委員長

次に、9 ページをお開きください。9 ページから 21 ページの「議案第 21 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 21 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 21 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定をいたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 22 号 伊勢市子ども・子育て会議条例の一部改正について】

◎野崎隆太委員長

次に、22 ページをお開きください。22 ページから 24 ページの「議案第 22 号 伊勢市子ども・子育て会議条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 22 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 22 号 伊勢市子ども・子育て会議条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 23 号 伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部改正について】

◎野崎隆太委員長

次に、25 ページをお開きください。25 ページから 27 ページの「議案第 23 号 伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 23 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 23 号 伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定をいたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 26 号 伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について】

◎野崎隆太委員長

次に、41 ページをお開きください。41 ページから 43 ページの「議案第 26 号 伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

すみません。ここで、外国語指導助手の報酬が上がっているんですけども、この報酬はどのように決定するのでしょうか。

◎野崎隆太委員長

学校教育課副参事。

●木下学校教育課副参事

こちらは J E T プログラムというところの給与の引上げについて、こちらも改正したものです。J E T プログラムでは、昨今の民間の平均給与や地方公務員の動向等を踏まえて、当該報酬額を見直すことになりました。こちらについて、国のほうから要請がございましたので、それに合わせまして改めたものでございます。

◎野崎隆太委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

そうすると伊勢市では何人の方がみえて、そして、全員がその J E T プログラムで、決めてもらってるってことなんでしょうか。その点教えてください。

◎野崎隆太委員長

学校教育課副参事。

●木下学校教育課副参事

伊勢市では、J E T のプログラムで雇用させていただいてる方が、今のところ 7 名、そして市で雇用させていただいている方が 9 名となります。

◎野崎隆太委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

それでは市で雇用している人もその J E T に合わせて、公平なようにしたという理解でよろしいですか。

◎野崎隆太委員長

学校教育課副参事。

●木下学校教育課副参事

はい、そのとおりでございます。

◎野崎隆太委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

今、9名と7名ということで、16名ということで、これで、全小学校・中学校、充実した授業を行っていただいているのか、その現状について教えてください。

◎野崎隆太委員長

学校教育課副参事。

●木下学校教育課副参事

はい、全ての小中学校に配置させてもらっております。できるだけ多くの子供たちが A L T と交流できるように学校規模等を考慮いたしまして、配置させていただいております。

◎野崎隆太委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

分かりました。英語教育のほう、また充実するために、教科書等も進化していくとは思いますが、やはり休み時間でありますとか、そういうときにも、この A L T の方と触れ合うことで、また英語力が上がっていくと思うので、大変私もうらやましいなと思いますので、またよろしく願いいたします。以上です。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、議案第 26 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 26 号 伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 31 号 伊勢市立公民館条例等の一部改正について】

◎野崎隆太委員長

次に、99 ページをお開きください。99 ページから 107 ページの「議案第 31 号 伊勢市立公民館条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 31 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 31 号 伊勢市立公民館条例等の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 32 号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について】

◎野崎隆太委員長

次に、108 ページをお開きください。108 ページから 112 ページの「議案第 32 号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 32 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 32 号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 33 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部改正について】

◎野崎隆太委員長

次に、113 ページをお開きください。113 ページから 121 ページの「議案第 33 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 33 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 33 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定をいたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 34 号 伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について】

◎野崎隆太委員長

次に、122 ページをお開きください。122 ページから 124 ページの「議案第 34 号 伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 34 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 34 号 伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定をいたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 35 号 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】

◎野崎隆太委員長

次に、125 ページをお開きください。125 ページから 133 ページの「議案第 35 号 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 35 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 35 号 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定をいたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 36 号 伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について】

◎野崎隆太委員長

次に、134 ページをお開きください。134 ページから 148 ページの「議案第 36 号 伊勢

市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 36 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 36 号 伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 37 号 伊勢市国民健康保険条例の一部改正について】

◎野崎隆太委員長

次に、149 ページをお開きください。149 ページから 155 ページの「議案第 37 号 伊勢市国民健康保険条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 37 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 37 号 伊勢市国民健康保険条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 38 号 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】

◎野崎隆太委員長

次に、156 ページをお開きください。156 ページから 164 ページの「議案第 38 号 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で議案第 38 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 38 号 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定をいたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 42 号 伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について】

◎野崎隆太委員長

次に、186 ページをお開きください。186 ページから 187 ページの「議案第 42 号 伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 42 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 42 号 伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定をいたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

以上で付託案件の審査はすべて終了しました。

お諮りいたします。委員長報告文の作成については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【行政視察について】

◎野崎隆太委員長

次に、「行政視察について」御協議願います。本件につきましては、2月12日の教育民生委員協議会におきまして、6月定例会までの実施を決定したものです。

本日は日程についての御報告をさせていただければと思います。日程については、5月19日月曜日から21日水曜日の3日間を予定したいと思います。

また、視察項目については、継続調査となっております「学校教育に関する事項」のほか「公衆浴場に関する事項」で調整中ではございます。

本件について、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようでありますので、お諮りいたします。

視察項目の「公衆浴場に関する事項」については、議長に閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしましたので、議長へ申出をいたします。詳細については、決まり次第、委員の皆様にご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

なお、諸般の都合により、視察日程・視察項目が変更となる可能性も考えられますが、その際にも御連絡をさせていただきます。

【学校教育に関する事項】

〔小中学校適正規模化・適正配置について〕

◎野崎隆太委員長

次に、「学校教育に関する事項」について、協議に入りたいと思います。

少しこの場で委員長として発言をさせていただきたいと思うんですがよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

この「学校教育に関する事項」、本日は小中学校の適正規模・適正配置について、少し御協議をいただければと思うんですけれども。

まず当局の皆様一言申し上げます。2021年、我々の任期が始まって以来、一般質問、また委員会の質疑なんかでも進捗に関する心配の声を数多く、それぞれの議員から挙げられていることは、御記憶にあるかと思っております。また、今回の予算審査におきまして

も、中村委員から、これ、御質問があったところでございます。

場所によって少し課題は違いますが、進捗が遅れているという事実もある中で、計画とか予算の執行については、教育委員会の皆様にも、また伊勢市の市長にもそれぞれの責任があるように、我々議会にも、またこの委員会にも、それぞれの立場で進捗の管理をしていくという責務があると私は考えております。先ほど言ったとおり、我々の責任でやらなければならないこともあると考えております。

この小中学校適正規模・適正配置については、学校教育の事項ということで、継続調査案件となっているわけですが、この11月、我々の任期が切れますと、継続調査としては自動的に失効するというのがルールとなっております。委員会としても任期が終わるまでに現状を改めて整理をして、改選後の議会また委員会に引き継ぐのが本来議会であったり、我々委員会の責務であるのではないかと、そんなふうに私は考えております。このまま、その現状を整理せずに終わるというのを、委員長としては、看過し難いというような部分もありますので、我々委員会、また議会が現状を整理する時間も考慮して、現状、課題の整理、また教育委員会、市長の考えをこちらの委員会で御報告をいただきたいと私は考えておるんですけれども、教育委員会の方どなたか責任のある方、この点についてどのようにお考えでしょうか。

教育事務部長。

●濱口教育事務部長

小中学校の適正規模・適正配置につきましては、委員長仰せのように、一般質問、委員会の質疑などにおいて、進捗について御意見、御質問をいただいているところでございます。現状といたしましては、児童数の推移を見守りながら、検討を重ねている旨お答えをさせていただいておりますが、先日の予算特別委員会教育民生分科会におきまして、課長のほうからも御答弁させていただいたとおり、令和6年度に事務局内で今後の進め方について、検討を重ねてまいりました。

それらを早期に精査した上で、議員の皆様には御議論していただけるよう、お示しをさせていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

◎野崎隆太委員長

先ほど申し上げたとおり、我々委員会としても、一度精査する時間が欲しいということもあってですね、6月議会の前の委員会ぐらいまでをめどに、ぜひ、提出をいただければと思いますので、その点よろしくお願いをいたします。

この件について何か特別に御発言がありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

発言もないようですので、「学校教育に関する事項」については、これで審査を終わりたいと思います。

以上で御審査願います案件は全て終わりましたので、これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時27分

上記署名する。

令和7年3月17日

委員長

委員

委員